

会議名	(仮称) 矢板市まちづくり基本条例策定委員会第8回会議
日時	平成22年5月18日(火)午後6時30分～8時30分
場所	市役所 3階 第一委員会室
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 和田副主幹、木下主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり

1 開会(政策班 鈴木班長)

開会

2 あいさつ(会長)

それでは、皆さん。改めまして今晚は。昨日今日と大変暑い日が続きました。昨日と今日は日光東照宮の春の例大祭で昨日は流鏝馬、今日は百物揃千人行列が行われました。昨日機会があり流鏝馬を見学しました、天気にも恵まれ大勢の見物客で賑わっており、伝統と歴史の重さに感動しました。



最近、新聞等で博物館閉鎖の波という見出しが目立っています。私も初めて博物館法について耳にしましたが、博物館数が戦後初めて減少

傾向に転じたと新聞に報道されていました。その最大の理由は財政難が挙げられています。ある調査によると、作品、資料の購入費がゼロのところは57%、また資産が年々減っているところが50%だそうです。その中でいちばん注目したのは、2006年～2008年の3年間で学芸員系の職員を採用していないところが72パーセントもあったことです。

文化庁のコメントでは、学芸員の育成強化をせずに博物館の水準を守ること、制度の形骸化を見逃した国の責任は大きいとされており、最後に立派なハコ(建物)がなくても優秀で熱心な学芸員が一人いるだけで博物館は大きく変わると言い切っておりました。

まちづくりは人づくりと謂われているが、先程の学芸員の話ではないが、それを成功させるためには優秀な人材は必要であると思う。

今の地方は厳しい財政状況であるが、一方では地方分権や地方主権の名の下に地方の力が試されているといわれております。

そういう意味においてもまちづくり基本条例が矢板市の将来の指針となり役に立つことを期待しているところであります。

さて、今日から条文の中身に入りますが、改めて三つの分科会でメンバーを入れ替えてこれから暫くの間検討をすることになります、それぞれ活発な議論の中で実りあるものとなるようお願いいたしましてあいさつといたします。

3 まちづくり基本条例の検討

(1) 条例に盛り込みたい項目についての検討

- ・まちづくり基本条例に盛り込みたい項目の全体整理検討

今回は分科会で検討したものを全体会に上げて検討する。

分科会の進め方及び検討資料について説明。

検討事項と盛り込む事項については特記事項として資料に記入しながら進め、まと

まらない場合は特にまとめなくてもよい

月一回、今回を含めて3回でまとめてほしい。今回は初回ということもあるのでコミュニケーションを図りながら検討をすすめてほしい。

(2) 分科会に分かれての各項目の検討

各分科会で実施した検討事項の発表(今回検討事項のみ発表)

第一分科会(高橋委員発表)

- ・「総則の目的」についての検討に終始し結果として次のようになった。
- ・目的については二つのパターンに検討を加えた。

パターン1

この条例は、矢板市の将来に夢と希望の持てるまちづくりに関する基本理念を定め、市民の権利と責任を明らかにし、自立した矢板市に関わり自治の実現を図ることを目的とする。

パターン2

この条例は、矢板市のまちづくりに関する基本理念を定め、市民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

- ・「用語の定義」について一部を検討したのみで結論はでなかったが、市民の定義について次の二つのパターンを検討した。

また、「用語の定義」のしかたでは、表現のしかたで、意味・範囲が変わってくるので十分に用語を整理して使うことを踏まえて検討を行った。

パターン1

市民とは、市内に住む人、そこで学び・働く人

パターン2

市民とは、市内に住む人・働く人・学ぶ人・活動する人・事業を営む人  
上記の発表について三好委員より補足

市民にとって解り易い表現もいいたらうという意見もあった。その一方で解り易さだけを追求すると解釈の範囲が広がってしまうおそれがある。また、条例の形からするとそれも自ずと限界があるとの意見もあった。

いずれにしても解り易く表現していく、或いはカタカナ用語もできるだけ避けていこうとすると限界がある中でそのようなところには配慮しながら考えていった方がよいとの話もあった。



三好会長： 只今の発表について忌憚のない意見を伺いたいので何か意見はございませんか。

鈴木委員： 一つ一つ議論をしていると時間がかかるので、分科会毎の発表が終わってから全体で意見を伺ったほうが良いのではないかと。

三好会長： 分科会毎の発表が終了してから全体で発表に対する意見を伺いたい。また、この意見の中には次回に繋がる意見もあると思われるので、次回に繋がる意見を寄せてほしい。

### 第二分科会（鈴木委員発表）

- ・ 「住民投票」と「住民参加」についてテーマを絞って検討を実施した。
- ・ 「住民投票」には、「常設型」と「非常設型」がある。
- ・ 「常設型」の例では、上越市・岸和田市があり、市の決定事項に「住民投票」が反映されている。その他の市町村は殆どが「非常設型」であり、市町村にとって重要な決定事項があるときのみ「住民投票」を実施している。
- ・ 次に「市民参加」についてであるが、「市民参加」について我々もきちんと記録しておく必要がある。また、上越市を例にすると「市民参加」ではなく「市民参画」と表現しており、「市長と議会は市民参画に関する制度を提示し、市民が市民参画の権利を容易にできるようにしなければならない」と一歩踏み込んだ表現をしている。
- ・ 次回は「議会の役割と責務」について検討する予定である。

### 第三分科会（直井委員発表）

- ・ 「市政運営」を中心に検討した。
- ・ 「市政運営」の中で原則に「行政評価」を入れることについて話し合いを進めた。
- ・ 検討を進めていく過程で次のことを条例に盛り込みたいと話が出た。  
矢板市においては、他の件とは違った意見であっても情報公開をするべきである。  
矢板市のお金を外に出さない循環型の考えをしてはどうか。矢板市で生産されたものを消費していく。労働力として県や国のお金をあてにすることが難しくなってきたのでその方向で考えるべきである。
- ・ 矢板市の人達が矢板市を誇りに思わない。どうすれば矢板市に対する誇りを取り戻せるか。そのためのネットワークづくりの方法を考えていく。
- ・ 条例等で市民参加をしてもらうためにもペナルティーを作っていく。パブリックコメントを大事にする。次の段階でそれらを膨らませていきたいと考えている。
- ・ 大事なことだと思っていることは、「事業評価」を民主党が行っているような事業仕分けを実施し、必ず市民を入れて公開することを第一前提としたい。こうした行政を生かして「市民参加型の行政運営」へと変えることに力をいれてほしい。
- ・ 「市民参加型の行政運営」を実現させるためにもコーディネート力のある方や市民参加をする人へのサポートをする方へのサポートも一つの考えである。
- ・ 次回は今回の意見を中心に検討を加えていきたい。

三好会長： 第三分科会では「行政運営」について話し合われ、いろいろな意見が出されたようです。その中でも「事業評価」いわゆる事業仕分けの考えもどうかとの意見もあるようです。また、いろいろな角度からの話し合いが行われたことから次回の会議には参考にさせていただきたいと思えます。

三つの分科会を通してご意見がありましたらお伺いします。

第一分科会では、「目的と用語の定義」の一部について、第二分科会では、「住民投票」と「住民参加」、第三分科会では、「行政運営の原則」に話が及んだようですが、如何ですか。

無いようですので、私の方から、先ほど第三分科会で話し合われた事業評価については、私の記憶では議会で、矢板市としては事業仕分けに近い形で行っていると答弁をしているようです。

県内では足利市で実施しているようだが、足利市のようなものは広がってはいないが、少しずつ自治体としても事業仕分けをやっていこうということが新聞等などで報道されているようです。

事業仕分けの話が出ましたので話をさせていただきました。

今回このようなことについて三つの分科会で議論していただいたが、次回の会議にはこれを結び付けていただきたい。

以上をもって会議を閉会いたします。

#### 4 その他

次回の日程について

・第9回 日時：6月15日(火)午後6時30分から

場所：本館会議室

内容 引き続き三つの分科会に分かれて、項目毎に条文の内容となる事項を議論し、基本条例の素案を作成予定

#### 5 閉会 20:30